

入札公告

令和6年度まほろば健康パーク管理運営に関する調査業務委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施工令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和7年2月19日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 業務名

まほろば健康パーク 管理運営に関する調査業務委託
（まほろば健康パーク機能強化事業（社会資本）） 第 714-委-1 号

2 業務内容

まほろば健康パークの管理運営事業者を募集する際に、管理運営に関して県の負担額の上限を設定する必要がある。本業務では、令和7年3月に策定の「まほろば健康パーク基本計画」において、各エリアで計画している運営内容を基にして、管理運営費用や収入見込み等を民間事業者へのサウンディングにより算定する。

3 業務の仕様

特記仕様書による

4 業務期間

契約日から令和8年1月30日まで

5 履行場所

大和郡山市額田部南町、磯城郡川西町下永地内

第2 入札方法

1 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業所であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札は、電子入札システムを利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htmから確認できます。）

3 郵便入札の可否 否

4 その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から12までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 国税及び地方税を対応していない者であること。
- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 4 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目（大分類）Q役務の提供（中分類）検査・分析・調査業務（小分類）③調査分析業務に登録をしている者であること。
- 5 平成26年4月1日以降、公告日までに完了した、「PFI 導入可能性調査における市場調査」業務の元請実績を有している者（国又は地方公共団体が発注したもの）であること。
- 6 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- 7 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- 8 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（当時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）でないこと。
- 9 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- 10 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しないこと。
- 11 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を貸付し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- 12 10及び11に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書4の（2）で示す書類を奈良県まちづくり推進局公園企画課都市公園係（第6の1で示す場所）に提出しなければなりません。

第5 入札日程

- 1 入札説明会は実施しません
- 2 競争入札参加資格確認申請 の期限

- 令和7年3月5日（水）午後5時まで
- 3 入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ）
令和7年3月14日（金）午後5時まで
 - 4 開札（電子入札システムによる開札）
令和7年3月21日（金）午前10時から
 - 5 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問い合わせ先

- 1 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県まちづくり推進局公園企画課都市公園係（奈良県分庁舎6階）
電話番号（直通）：0742-27-8069
- 2 電子入札システムの操作に関すること
電子入札総合ヘルプデスク
電話番号：0570-021-777
（平日：午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））
Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

第7 その他

- 1 入札保証金
免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第11条第2項に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として請求することがあります。
- 2 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約規則第19条第1項ただし書きの規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないとみとめられる者）に該当する場合は、免除します。
契約の相手方は本契約に違反して契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として奈良県に帰属します。ただし、契約保証金を免除されている場合には、解除違約金として契約金額の100分の10に相当する額を奈良県に納付するものとします。
- 3 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
 - (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
 - (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
 - (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
 - (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
 - (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
 - (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

(8) 内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書に不整合がある入札

4 契約書作成の要否
要します。

5 落札者の決定方法
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

6 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約者について6の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、6の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

8 消費税率の改訂

業務期間中に消費税率の改定があつた場合は、法律の規定に従い適切に対応します。

9 調達手続きの停止等

- (1) 電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。
- (2) この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

10 その他

- (1) その他詳細は、入札説明書によります。